

# 「高等教育の修学支援新制度」の家計急変について

新型コロナウイルスにより家計の収入状況が急変した学生の方は、高等教育修学支援新制度の家計急変に申し込むことができます。

→ 予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

※ すでに大学等に在学している人が対象です。(日本学生支援機構 HP より)

詳細は、日本学生支援機構 HP および文科省 HP をご覧ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

(日本学生支援機構 HP)

[https://www.mext.go.jp/kyufu/assets/file/20200327\\_mxt\\_kouhou02\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/kyufu/assets/file/20200327_mxt_kouhou02_03.pdf)

(文科省 HP)

【進学資金シミュレーター】で、対象になるかどうかの試算ができます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/> (進学資金シミュレーター)



【募集時期】および【採用時期】

(1) 募集 家計急変事由発生から3ヶ月以内に申し込むこと。

(2) 採用 急変事由発生日から4ヶ月目以降

※ 急変事由発生が2020年3月以前の場合は、進学(進級)後、2ヶ月以内に申し込むこと。

→ 4月採用となる。

【必要書類】

大学事務所(学生支援担当)で「給付奨学金案内(家計急変)」を受取り、必要手続きを行う。

(1) 給付奨学金確認書

(2) 給付奨学金申請書

(3) コロナにより収入が減ったことを示す証明書類

● 新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書

● これに類するものと認められる公的証明書

支援対象になり得る具体的な公的支援の例については、後日公表します。

(4) 進学資金シミュレーターの「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」を実施した結果の写し(コピー)

※ このシミュレーションにあたって、家計急変の事由が生じた生計維持者の「給与収入」の欄は、収入が減少した月(1か月分)の給与収入を12倍したものを入力し、「給与・年金以外の所得」の欄は、収入が減少した月(1か月分)の給与・年金以外の所得(収入から経費を控除した額)を12倍したものを入力するものとします。また、社会保険料等は「収入等から算出する」を選択するものとします。なお、シミュレーションの結果、対象外となる場合には、支援を受けることはできません。

【申込み方法】「給付奨学金案内(家計急変)」参照

問合せ:学務部学生支援担当